大 監 第 １ ３ 号
令和８年８月５日

大河原町長　　齋　　清　志　殿

大河原町監査委員　　永　井　昌 利
大河原町監査委員　　佐久間　克 明

平成 28 年度決算から令和６年度決算における財政健全化判断比率
係る審査報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第 22 条第１項の規定により、平成 28 年度決算から令和６年度決算における財政健全化判断比率の修正に伴う審査を行った結果について次のとおり意見書を提出する。

財政健全化審査意見書

１．審査の概要

この財政健全化審査は、大河原町長から再審査依頼をされた平成 28 年度決算から令和６年度決算における健全化判断比率の実質公債費比率において、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２．審査の結果

審査に付された実質公債費比率および算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

下の表に記載のとおり、実質公債費比率は修正されたが、いずれも早期健全化基準を下回っている。

記

健全化判断比率	決算年度	修正前	修正後	早期健全化基準
実質公債費比率	平成 28 年度	－0.6%	－0.5%	25.0%
	平成 29 年度	－1.0%	－0.7%	
	平成 30 年度	－1.0%	－0.6%	
	令和元年度	－1.0%	－0.5%	
	令和２年度	－0.3%	0.3%	
	令和３年度	0.4%	1.4%	
	令和４年度	1.8%	3.0%	
	令和５年度	3.3%	4.7%	
	令和６年度	4.4%	5.9%	

3．意見

このたび、財政健全化判断比率のうち実質公債費比率について、平成 28 年度決算から令和６年度決算にわたり算定を誤っていたことが判明し、改めての審査が求められた。

今回の算定誤りは、入力すべき数値を誤っていたこと等により生じたものと説明されている。引き続き、発生原因や背景を詳細に把握し、必要な措置を的確に講じるよう求めるものである。